

農協等が取得し新規就農者の利用に供する機械装置等に係る固定資産税の特例措置に関するQ & A

No.	質問	回答
1	なぜ認定新規就農者本人ではなく農業協同組合等や農地中間管理機構等が税制特例措置の対象となっているのか。	<p>税制特例措置の対象としては、地域農業を支える高い公益性を有する団体であることが適当なことから、農業協同組合等（農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）、農業協同組合連合会、農事組合法人）に加えて、各都道府県の農地中間管理機構並びに一定の要件（※）を満たす一般社団法人及び一般財団法人（以下総称して「農協等」といいます。）を税制特例措置の対象とすることをしました。</p> <p>税制特例措置を契機として、農協等市町村を中心とした地域ぐるみでの新規就農者の受入体制づくりが各地でより一層進められることも期待しています。</p> <p>（※）「一定の要件」とは、一般社団法人の場合、市町村が社員となっているもので、その有する議決権（農協が社員となっている場合は農協が有する議決権を含む）の総数が過半を占めるものであること。一般財団法人の場合、市町村が基本財産の拠出者となっているもので、その拠出した基本財産（農協が基本財産の拠出者となっている場合は農協の拠出した基本財産を含む）の総額が過半を占めるものであること。</p>
2	新たに税制特例措置の対象となる一般社団法人及び一般財団法人は、要件を満たしていれば特例の対象となるのか。	要件を満たしていれば対象となり得るものですが、機械装置等のリースを通じて、新規就農者の育成・確保に取り組む主体として相応しい者であることが望ましいと考えています。
3	農協等は、税制特例措置の適用申請のために、どのような資料を提出する必要があるのか。	<p>農協等が提出する書類は、</p> <p>①当該機械装置等の取得時期が分かる書類（領収書、納品書等）、</p> <p>②当該機械装置等を地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定新規就農者の利用に供することが分かる書類（契約書等）の2つが基本となります。</p> <p>なお、一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人にあつては、上記に加え、一般社団法人においては定款、一般財団法人においては寄付行為の写しを提出していただく必要があります。</p> <p>また、申請年の賦課期日（1月1日）において、青年等就農計画の認定、及び地域計画のうち目標地図への位置付けが償却資産の申告先の市町村（東京都特別区の場合は特別区。以下同じ。）で行われている場合は、市町村内部においてこれらを確認するため、基本的には事業者や新規就農者に提出を求めることはありません。</p> <p>（※）利用させる認定新規就農者に関するこの認定や位置付けが申告先の市町村（A市）とは別の市町村（B町）においてのみある場合は、当該市町村（B町）の発行した青年等就農計画認定書の写しや当該市町村（B町）の地域計画の目標地図に位置付けられていることの証明書も添付が必要となります（農林水産当省ホームページに証明書様式例を示していますので御活用ください）。</p>
4	農協等は、税制特例措置の適用申請をいつ行う必要があるのか。	地方税法第383条の規定に基づき、1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長（東京都特別区の場合は特別区長）に申告する必要があります。
5	認定新規就農者に利用させるために取得した償却資産（本特例を適用した償却資産）の利用は、認定新規就農者に限られるのか。	<p>税制特例措置は、認定新規就農者の初期投資の負担の軽減等に資することを目的としていることから、特例を適用する償却資産については、認定新規就農者に利用させるものであることが原則です。</p> <p>一方、税制特例措置の趣旨的に反しないのであれば、認定新規就農者以外に利用させることを妨げるものではありませんが、認定新規就農者とそれ以外の者の利用希望が競合した場合には、認定新規就農者が優先されるようなルール作りを作るとともに、認定新規就農者以外の者の利用が過度なものとならないよう、随時状況（対象償却資産の種類ごとの利用人数等、その貸し出しの状況）の把握を行うように努めてください。</p>
6	もともと農協等が保有していた償却資産を新規就農者に利用させても税制特例措置の対象になるのか。	<p>税制特例措置の対象は、令和3年4月1日から令和10年3月31日までの間に農協等が取得したものに限り、令和3年3月31日以前に取得したものは、税制特例措置の対象となりません。</p> <p>ただし、令和8年度より対象となる農地中間管理機構、一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人については、令和8年4月1日から令和10年3月31日までに取得したものが対象となります。</p>
7	取得とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	機械装置等の所有権を得たこと、つまり機械装置等を購入等をしたこと（請負契約に基づく構築物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない機械装置等については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。
8	農協等が借り入れたものを新規就農者に利用させる場合も、税制特例措置の対象となるのか。	農協等が借り入れた機械装置等については、認定新規就農者が利用する場合であっても、税制特例措置の対象となりません。
9	中古品は対象となるのか。	中古品も対象となります。
10	令和3年4月1日より前に取得している機械装置等の修繕を行った場合も税制特例措置の対象となるのか。	機械装置等（機械及び装置、器具及び備品、構築物並びに建物附属設備）を修繕したものは対象となりません。
11	令和3年4月1日より前に取得している機械装置等について、資本的支出を行った場合も対象となるのか。	その資本的支出の内容が、例えば、単独資産としての機能の付加（例：農業用ハウスにおけるミスト噴霧装置の追加整備）である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、当該資産について税制特例措置の適用を受けることができます。
12	導入する機械装置等について、どの種類の償却資産（機械装置、器具備品等）に該当するかを教えてください。	個々の機械装置等について、機械装置や器具備品等、どの資産として計上するかは、事業者の判断となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所在の市町村まで御確認ください。

No.	質問	回答
13	自ら製作する機械装置等は対象となるのか。	購入するもの以外に、自ら製作する機械装置等も対象となります。
14	建物附属設備等は全て対象となるのか。	償却資産として課税されるものに限ります。（家屋として評価されるものは対象外です。）
15	税制特例措置では、認定新規就農者に取得した機械装置等を利用させることが要件となっているが、その利用に係る期間の条件等はあるか。具体的には、令和10年3月31日までに取得した機械装置等について、同年4月1日以降に利用させる予定がある場合に、税制特例措置の対象となるのか。	当該税制特例措置の適用期限は、令和10年3月31日となっており、現時点において当該適用期限を過ぎ利用される場合は対象となりません。
16	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。	対象となる償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、償却資産として計上されるものの合計額になります。
17	補助金を受けた機械装置等の取得価格はどう算定するのか。	固定資産税につきましては、圧縮記帳の適用はありませんので、補助金分を差し引かない額が取得価格となります。（300万円の機械装置等取得に100万円の補助金があった場合でも、取得価格は300万円となります。）
18	取得価額の判定は、消費税抜きですか。それとも税込みか。	取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。
19	農協等（農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）、農業協同組合連合会、農事組合法人）が令和3年4月1日から令和10年3月31日までに取得した機械装置等、並びに農地中間管理機構及び一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人が令和8年4月1日から令和10年3月31日までに取得した機械装置等について、 ①課税年度の1月1日に認定新規就農者が利用していないが、過去に認定新規就農者が利用していた場合は、税制特例措置の対象になり得るか。 ②課税年度の1月1日には認定新規就農者が利用していないが、将来認定新規就農者が利用することが予定されている場合は、税制特例措置の対象になり得るか。	必ずしも課税年度の1月1日現在に利用していることが必要ではありませんが、1月1日現在有効な契約書により、「認定新規就農者の利用に供している」といえる状態かどうか、市町村において判断されることとなりますので、個別のケースにおいて判断に迷われる場合は、所在の市町村まで御確認ください。
20	認定新規就農者の利用に供していることを証明するためには、契約書が必要なのか。利用実績が分かるもので代替できないか。	当該償却資産が認定新規就農者の利用に供するものであることについて、契約書以外で市町村が確認できるものであれば可能です。市町村に御相談ください。
21	課税年度の1月1日時点では、地域計画のうち目標地図に位置付けられておらず、かつ認定新規就農者となっていないが、そうなることが見込まれる者が利用することをもって税制特例措置の対象とできるか。	当該ケースは税制特例措置の対象となりません。
22	過去に人・農地プランの中心経営体かつ認定新規就農者であったが、課税年度の1月1日時点では、地域計画のうち目標地図に位置付けられておらず、かつ認定新規就農者ではない者が利用することをもって税制特例措置の対象とできるか。	当該ケースは税制特例措置の対象となりません。
23	市町村が公表する地域計画のうち目標地図において個人名（法人にあっては法人名）が明記されていなければ、税制特例措置の対象とならないのか。	市町村がHP等で公表する地域計画のうち目標地図において個人名又は法人名が明記されていなくても、その公表時点における市町村が定めた当該計画において個人名又は法人名が記載されていれば税制特例措置の対象となり得ます。
24	償却資産の所在地の市町村とは別の市町村にある地域においてのみ地域計画のうち目標地図に位置付けられている場合も、税制特例措置の対象となるのか。	当該ケースは税制特例措置の対象となります。
25	償却資産の所在地の市町村とは別の市町村においてのみ青年等就業計画が認定されている（別の市町村で認定新規就農者となっている）場合も、税制特例措置の対象となるのか。	当該ケースは税制特例措置の対象となります。
26	他の税制との重複適用は可能か。	同じ償却資産で2以上の固定資産税の特例措置を受けることはできませんが、特別償却・税額控除に係る税制とは重複して利用することが可能です。